

令和8年4月1日

各 部 課 長

総 務 部 長

令和8年度予算執行方針について（通知）

令和8年度予算については、下記により執行することとしますので、千曲市財務規則第17条の規定により通知します。

記

令和8年度予算は、「第三次千曲市総合計画」の最終年度にあたることから、計画に掲げた目標の達成を目指し、諸施策に取り組むとともに、市の持続的な成長を確かなものにするため、令和7年度に引き続き、子育て支援策のさらなる充実と、市の「交通の要衝」としての強みを最大限に生かしたまちづくりに重点配分し、前年度と比較して21.5億円の増となる338億円とした。

清泉大学（仮称）農学部設置を支援する補助金の計上など、市を取り巻く諸課題に的確に対応した一方で、今後計画されている様々な大型事業の実施や公共施設の老朽化に伴う更新に多大な支出が見込まれる中、今後も引き続き厳しい財政運営が強いられることが予想される。

こうした状況を踏まえ、令和8年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策を着実に実行するとともに、将来に向けた持続可能な行財政運営を確立するため、下記事項に留意の上、適正かつ効率的に執行するものとする。

1. 全般的事項

- (1) 令和8年度予算は、例年補正予算で対応していた地域要望分を含め年間所要額を一括計上した通年予算であるため、年度途中の補正は、国・県の補正予算関連や制度改正、災害復旧事業など、真にやむを得ないものに限る。
- (2) 事業の執行にあたっては、地方自治法をはじめとする法令等の遵守はもとより、事業内容については十分に検討し、事業の効率性や実効性を更に高める努力や工夫を推し進めること。
- (3) 事業の実施時期、方法等を十分検討のうえ、実態に応じた的確な年間執行計画を策定し、安易な予算繰越が生じることがないように留意すること。特に補助事業や起債事業については進行管理に配慮し適正な執行に努めること。
- (4) 予算編成時及び議会等において、議論又は指摘された事項については十分留意し予算執行にあたること。
- (5) 「千曲市まちづくり基本条例」を踏まえ、開かれた市政を推進するため、広報

誌、ホームページ、SNS等の様々な媒体を活用し情報公開を積極的に進めること。

- (6) 公共施設等の整備・管理運営や公有財産の利活用などにおいて、従来方式よりも優先して PPP/PFI 手法の導入を検討するための指針となる「優先的検討規程」が制定されたことから、必要に応じて公民共創推進室と協議し、将来的な経費の削減を図ること。

2. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の適格な把握に努めるとともに、徴収率の向上を図ること。
- (2) 分担金・負担金、使用料・手数料については、公平性の確保と受益者負担の原則に立ち、適正な水準の確保に努めるとともに滞納の解消を図ること。
- (3) 国・県支出金については、その動向の把握と確保に努め、概算交付制度のある事業については積極的に活用すること。
- (4) 単独事業として予算計上しているものについても、補助事業等の取り組みができるものは積極的に導入を図ること。
- (5) その他の収入についても、情報収集により財源の捕捉に努め、可能な限り特定財源の確保を図ること。

3. 歳出に関する事項

- (1) 財務規則等に基づき適正な処理を行い、予算の安易な流用は厳に慎むこと。
なお、事業の執行にあたり、やむを得ず流用が必要となった場合は、その理由を付し財政課経由で総務部長に協議をすること。
- (2) 年々経常収支比率が上がっていることを考慮し、経常経費の執行にあたっては、事業の見直しにより一層の経費削減に努めるものとし、次の事項に留意すること。

ア 人件費

事務事業の見直しや業務改善、効率化に努め、時間外勤務の縮減を図ること。

イ 会計年度任用職員の任用

真に必要な場合のみとし、事前に総務課に協議し計画的に任用すること。

ウ 職員の出張

必要最小限の人員とし、同一目的同一先の出張は原則1名とすること。

エ 物品の購入

事務用品等の購入は適正な在庫管理に努め、年度末における予算消化的な支出は慎むこと。

オ 会議の開催

目的の明確化、資料の簡素化等により会議時間の短縮に努め、昼食や賄い等

を伴わないよう開催時間の工夫をすること。

カ その他

節電や節水等に努めるなど、徹底した経費の節減に努めること。

- (3) 入札等により生じた差金は原則凍結とし、真にやむを得ない場合を除いて、他の事業に流用することがないようにすること。
- (4) 特定財源を伴う事業は、財源確保が確実なもののみ執行し、補助金等の財源が見込めなくなった事業について一般財源に振り替えて執行することは認めない。
- (5) 各種補助金、負担金等については、補助による効果や実績等を精査し適切な執行に努めること。
- (6) 第5次行政改革大綱改訂版の基本理念に基づく取り組みを着実に実施すること。

4. その他

- (1) 財務規則第25条に基づく予算に関する重要事項の協議等については、財政課を経由し総務部長に協議すること。
- (2) 起債事業については、十分な計画を立案のうえ、起債申請に必要な必要書類、図面等を準備すること。また、事業計画に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- (3) 預金や国債等の利率が上昇していることから、短期（1ヶ月～6ヶ月程度）の資金運用が可能となっており、計画的な資金運用を図る目的から、年間執行計画を立て早期かつ確実にシステムへ入力すること。
- (4) 企業会計等については、独立採算制を堅持し主管課においてそれぞれ資金計画を立てて執行すること。